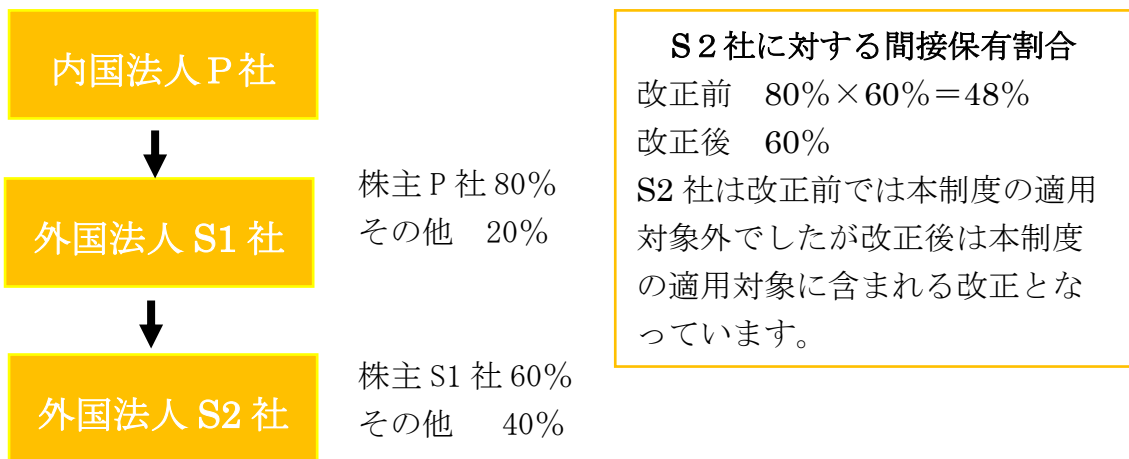


タックスヘイブン対策税制の改正

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例制度（タックスヘイブン対策税制）が改正されます。外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用されます。

- 改正① 適用対象となる内国法人に外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人が追加
- 改正② 外国関係会社に居住者等と外国法人との間に実質支配関係がある外国法人が追加
- 改正③ 外国関係会社の判定における間接保有割合の計算方法が掛け算方式から連鎖方式に改正



- 改正④ 特定外国子会社等の判定に用いるトリガー税率（20%未満）の廃止
- 改正⑤ 適用除外基準が発動基準（以下、**経済活動基準**という）に改正された。
- 改正⑥ 会社単位の合算課税
次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる外国関係会社（以下、**特定外国関係会社**という）及び**経済活動基準**の係る要件のいずれかに該当しない外国関係会社（以下、**対象外国関係会社**という）

（イ）次のいずれにも該当しない外国関係会社（ペーパーカンパニーを想定）

- A その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している外国関係会社
- B その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社
- (ロ) 一定の受動的所得が総資産の 30%を超えるなどの一定の外国関係会社
- (ハ) 財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社

改正⑦ 部分合算

経済活動基準に係る要件の全てに該当する外国関係会社（以下、**部分対象外国関係会社**という）のうち外国金融子会社等に該当するもの以外のものを部分対象外国関係会社に係る一定の所得が部分合算課税制度の対象となります。

部分合算課税の対象となる金額は次の A と B の合計額となる。

| A | B（一定の調整あり） |
|----------------------|--------------------------------------|
| ①剰余金の配当 | ④有価証券の譲渡損益 |
| ②受取利子等の額 | ⑤デリバティブ取引に係る損益 |
| ③有価証券の貸付けの対価 | ⑥外国為替差損益 |
| ⑧固定資産の貸付けの対価 | ⑦①～⑥に掲げる所得を生じさせる資産の運用、保有、譲渡等により生じる損益 |
| ⑨工業所有権等の使用料 | ⑩無形資産の譲渡損益 |
| ⑪一定の所得-（総資産+人件費）×50% | |

改正⑧ 適用免除

以下の場合には**会社単位**の合算課税は適用しない。

- ・ 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 30%以上
- ・ 対象外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が 20%以上

部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、部分合算課税制度を適用しない。

- ・ 各事業年度の租税負担割合が 20%以上
- ・ 各事業年度における部分適用対象金額が 2,000 万円以下
- ・ 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうち部分適用対象金額の占める割合が 5%以下

改正⑨ 一定の外国関係会社に係る財務諸表等を確定申告書に添付しなければなりません。